

有料職業紹介手数料表

実際に適用する手数料につきましては契約書などにより下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます

サービスの種類と内容	手数料の額と負担者
1 求人受理時の事務費用	受理時の事務費用は無料です
2 求人の申込を受理した時以降、求人者に求職者を紹介するサービス	<u>成功報酬</u> (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分) に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に 記載されている額)の 50% 手数料負担者は求人者とします。
3 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言の後に、求人の申込みを受理し、求職者を紹介するサービス	<u>成功報酬</u> 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は求人者とします。
4 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索その後の求職者を紹介するサービス	着手金(専門的な相談を含む) 100,000円 1日あたり 30,000円 <u>成功報酬</u> 職業紹介が成功した場合に おける当該求職者の年間賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします。

※上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 07-ユ-300017

事業所の名称 株式会社中央サービス

【返戻金について】

紹介手数料の徴収後において、求人者に責任のない求職者の一方的都合によって退職した場合、(ただし、求職者本人に責めのない解雇は除きます。)原則として下記の金額を返戻いたします。

就職後 1ヶ月以内の場合、徴収金額の90%、3ヶ月以内の場合は30%を原則として返金いたします。それ以外のケース及び上記の場合であったとしても徴収の時期等により変更する場合がありますので具体的な返戻金の額等は個別の契約によります。